

## 「過年度遡及基準及び適用指針」への実務対応

### ～考えられる留意事項～

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「過年度遡及基準」という）及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（以下、「過年度遡及適用指針」という）が適用されます。

IFRS 対応の一環ですが、従来とは異なる対応が求められるため注意が必要になってきます。

### 《会計方針の変更》

会計方針の変更の累積的影響額の反映は、表示期間の期首において実施されます。有価証券報告書の財務諸表における表示期間は当期と前期ですが、会社法計算書類の場合には、当期だけのため、反映時点、ひいては累積的影響額が両者の間で異なることとなります。

例えば、当期において会計方針を A から B へ変更した場合には、それぞれ次のように取り扱われます。

	前々期	前期	当期
有価証券報告書の財務諸表	A	B	
計算書類	A		B

### 《過去の誤謬の修正》

過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、修正再表示を行い誤謬の内容や影響を注記しなければなりません。新基準の適用により、従来あった特別損益に前期損益修正損益を計上する実務はなくなるでしょう。また、重要でない誤謬については、新基準に拠らないで当期の損益として処理することも考えられます。

その場合の重要性の判断に関しては、十分な検討が必要です。量的基準について具体的な数値基準は示されていませんし、質的判断についてもいくつかの判断要素を総合的に勘案して判断することになるからです。

### 《会社法計算書類への影響》

会社法計算書類は、当期のみが開示されるため、会計処理を変更する場合あるいは誤謬を発見し修正再表示を行う場合は、例外的に前期末残高に前期までの会計上の遡及処理

の累積的影響額を加減算した額を当期の期首残高として用いて当期の会計処理を行うことが許される実務が新たに成立することになります。

また、確定済みの過年度の計算書類は、会計上の遡及処理によって影響を受けませんし、過去に行われた剰余金の配当の効力が問題になることもありません。

なお、累積的影響額を含んだ当期期首残高も当期の会計監査対象になります。